

平成22年8月27日

中央労働委員会事務局
第一部会担当 審査総括室
室長 西野幸雄
Tel 03-5403-2157
Fax 03-5403-2250

大阪シンフォニカー協会不当労働行為再審査事件
(平成21年(不再)第5号)命令書交付について

中央労働委員会第一部会(部会長 諏訪康雄)は、平成22年8月26日、標記事件に係る命令書を関係当事者に交付したので、お知らせします。命令の概要等は、次のとおりです。

— 組合員Aの首席奏者から一般奏者への降格は、同人の組合活動等を理由とする
不利益取扱いであり、組合に対する支配介入であるとされた事例 —

本件降格は、協会における従前の事例と比較して、演奏能力が理由とされていないにもかかわらず、非違行為のみを理由として一挙に2段階の降格となっており、より重大な不利益を課す等不利益の程度において均衡を欠き、処分内容の告知等がなく手続等においても適正を欠くことから、合理性・相当性があるとはいえない。また、協会は、組合員Aが組合活動を行っていることに嫌悪感を強め、職場内に組合の下部組織が結成された前後の時期に、あえて本件降格という重大な不利益を伴う行為を行うことにより、同人の組合活動を牽制し、組合の弱体化を企図したものと推認できる。したがって、本件降格は労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当する。

I 当事者

再審査申立人：一般財団法人大阪シンフォニカー協会(「協会」)[大阪府堺市] 従業員数約60名(20.9.9現在)

再審査被申立人：日本音楽家ユニオン(「組合」)[東京都新宿区] 組合員数約5900名(20.9.9現在)

個人A

II 事案の概要等

- 1 本件は、協会が、組合員Aを、19年4月1日をもって、パーカッション首席奏者からパーカッション奏者に降格したこと(「本件降格」)が、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当するとして救済申立てがあった事件である。
- 2 初審大阪府労委は、①本件降格がなかったものとしての取扱い及び降格がなければ得られたであろう首席奏者に支給される手当相当額の支払、②文書交付を命じたところ、協会はこれを不服として、再審査を申し立てた。

III 命令の概要 (初審の救済命令を維持)

1 命令主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 組合員Aが本件降格によって受ける不利益の程度について

本件降格により、組合員Aの月収は約3割もの減収となり、経済的な不利益が存在することは明らかであり、また、演奏の機会が大幅に減少し、楽団員としての技量や経験を発揮できなくなるという職業上の不利益や、協会外部における社会的評価の低下をも招来するという音楽家として重大

な精神的不利益も存在する。したがって、本件降格により、組合員Aには労組法第7条第1号所定の不利益が存在することは明らかであり、かつ、その程度は重大であると認められる。

(2) 本件降格の合理性・相当性等について

本件降格に先行する18年11月8日の退職勧告についてみると、協会の事務局長は、懲戒解雇という重大な処分を示唆することにより、組合員Aに退職勧告を受け入れさせようとしたものであり、同人が応じなかったことから、重大な職業的ないし精神的不利益を伴う本件降格を行うに至ったものと推認できる。

次に、本件降格は、首席奏者からの降格が行われた協会における従前の事例と比較して、演奏能力が理由とされていないにもかかわらず、一挙に2段階の降格となっており、より重大な不利益を課している点で明らかに均衡を欠くものであり、また、非違行為のみを理由とする事例と比較しても、不利益の程度は重大であり、均衡を欠くといわざるを得ない。よって、本件降格の理由とされた組合員Aの非違行為(リハーサルの遅刻等及びこれらに係る報告書未提出)は、形式的には就業規則に違反するといえるものではあるが、首席奏者から一般奏者への降格は、協会における従前の事例と比較して、不利益の程度において均衡を欠くものであり、本件降格理由の合理性には相当の疑問がある。さらに、本件降格に至る手続等においても、協会は不利益処分の内容を告知したとは認められず、適正であったとはいえない。

したがって、本件降格について合理性・相当性があるということとはできない。

(3) 本件降格と組合員Aの組合活動等との関連性及び本件降格当時の労使事情について

協会は、組合に対し、要求に応じられない理由について具体的な説明をして組合の納得を得ようとするなどの姿勢が全くなく、交渉相手として組合と真摯に向き合っているものとはいえない。協会は、楽団内に組合の支部が結成される前から組合に対し否定的な感情を有していたこと等を併せ考えると、協会は、当初から、組合に対し、嫌悪の情を抱いており、交渉においても誠実とはいえない態度を取っていたと推認される。また、組合員Aは、楽員会の会長として楽団員の労働条件に関し積極的に活動し、その後、組合関西地方本部に加入して同人の処遇等に関する団体交渉に出席し、組合関西地方本部大阪シンフォニカー結成に伴い副代表運営委員に就任し団体交渉等にも出席する等、組合役員として組合活動の中心としての役割を担っていた。これに対し、協会の事務局長は、組合員Aのこうした組合活動等を十分に認識しており、両人は、組合員Aが楽員会会長であった頃から一貫して緊張関係にあったといえる。協会は組合に対し、否定的な感情を持ち続けていたことも併せ考えると、協会は、本件降格当時、組合活動の中心を担っていた組合員Aの存在や活動に嫌悪感を有していたと推認することができる。

これらからすると、協会は、従前から、組合に対し嫌悪の情を抱いていたところ、組合員Aが組合活動を行っていることに嫌悪感を強め、組合関西地方本部大阪シンフォニカー結成の前後の時期に、同組合員が非違行為等を行ったことを捉えて、あえて本件降格という重大な不利益を伴う行為を行うことにより、同組合員の組合活動を牽制するとともに、組合の活動を抑制し、その弱体化を企図したものと推認できる。

(4) 結論

以上の次第であるから、協会が、組合員Aをパーカッション首席奏者からパーカッション奏者に降格したこと(本件降格)は、同組合員の組合活動等を理由とする不利益取扱いであり、これによって組合の組織運営に支配介入したものであるから、本件降格は労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当する。

【参 考】 初審救済申立日 平成19年7月20日 (大阪府労委平成19年(不)第38号)
初審命令交付日 平成21年1月29日
再審査申立日 平成21年2月10日 (使)